浜選広報第２号
令和７年12月25日

浜 詰 区 長 等 選 挙

１、選挙すべき区長等の定数

※区　長　　１名　【投票用紙に１名記入】（全選挙区の中から選出します）
※部　長　　５名　【投票用紙に２名連記】（全選挙区の中から選出します）
※代議員　２１名　【投票用紙に２名連記】（各選挙区から３名選出します）

２、投票の日時

令和８年１月１８日（日）午前９時から正午まで

３、投票の場所

第１選挙区（　１、２、３、４、２９組）　⇒
第２選挙区（　５、　６、　７、　８組）　⇒
第３選挙区（　９、１０、１１、１２組）　⇒
第４選挙区（１４、１５、１６、２８組）　⇒　全選挙区　浜詰区民センター
第５選挙区（１３、１７、２５、２６組）　⇒
第６選挙区（１８、１９、２０、２４組）　⇒
第７選挙区（２１、２２、２３、２７、３０組）⇒

４、投票の方法

①当日は投票所入場券を提示し、投票用紙を受け取ってください。
（世帯主が直接投票できない場合は同一家族の成年者、成年者がいない場合は未成年者が、代理人として投票できます）

②投票日当日、投票に行けない方は、１月１３日から１月１７日までの間に区事務所勤務時間内（午前９時～正午・午後１時～午後５時）に不在投票を行ってください。
（不在者投票）

５、選挙権

浜詰区民は、１戸１票の原則で浜詰区長等の選挙権を有します。
（選挙規程第４条）

６、被選挙権のある人

区民の世帯員で満２５歳以上の者は世帯主に限らず世帯員の方も（男性に限らず女性の方も）被選挙権を有します。（選挙規程第５条）
但し、区長を１期、部長を連続２期務めた人で告示後に被選挙人の辞退届を届けた人は辞退することが出来る。
（浜詰区規約第２０条第２項）

７、選挙概略図

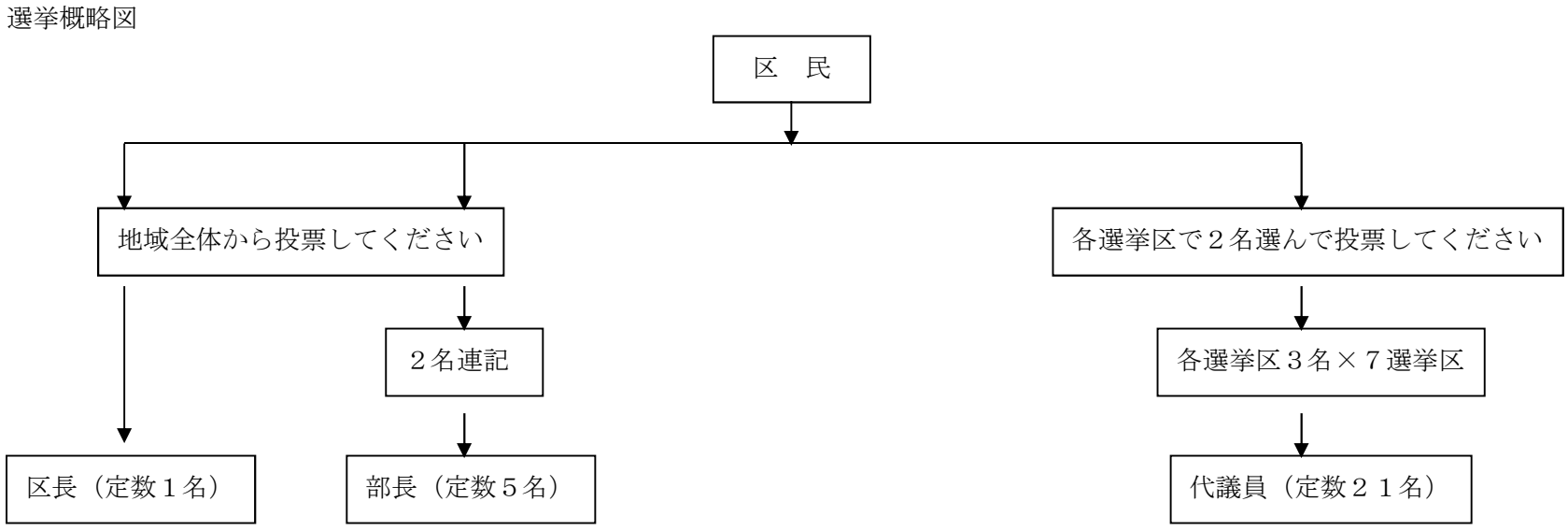

浜詰区選挙管理委員会